

佐賀県告示第 462 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条第 1 項の規定による医療扶助のための施術を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 55 条第 1 項の規定により同法による医療支援給付のための施術を担当させる機関として、次のとおり指定した。

平成 27 年 10 月 23 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	指定年月日
ふるさわ接骨院	神埼郡吉野ヶ里町豆田 1361 番地 1	平成 8 年 10 月 1 日
いきいき鳥栖北整骨院	鳥栖市古賀町 627 番地 4	平成 27 年 4 月 13 日
はた整骨院	鳥栖市蔵上三丁目 150 番地 2	平成 27 年 5 月 1 日
はさみスポーツ整骨院 有田院	西松浦郡有田町南原丁 175 番地 5	平成 27 年 2 月 1 日
いけだ鍼灸マッサージ 治療院	嬉野市嬉野町大字岩屋川内 甲 82 番地 1	平成 27 年 3 月 1 日